

初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関する検討会議 運営規則

令和 6 年 7 月 25 日
初等中等教育段階における
生成 AI の利活用に関する検討会議

(趣旨)

第 1 条 初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関する検討会議（以下「検討会議」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

(座長)

第 2 条 座長は、検討会議の議長となり、議事を運営する。

(検討会議の公開)

第 3 条 検討会議は、原則公開して行う。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、検討会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

(検討会議資料の公開)

第 4 条 検討会議の資料は原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、検討会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

(議事録の公開)

第 5 条 座長は、検討会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、議事録の一部又は全部を非公開とすることができます

(検討会議の傍聴)

第 6 条 検討会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム（以下「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、検討会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続によって申請するとともに、検討会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- 4 登録傍聴人は、検討会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
- 5 座長は、登録傍聴人が、第2項の規定による許可を受けず、若しくは第3項の規定による事務局の指示に従わず検討会議を撮影し、録画し、又は録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、検討会議の議事の手続きその他検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議に諮って定める。

附 則

この規則は、検討会議の決定の日から施行する。